## 確約書

(賃貸住宅または所有者と居住者が異なる場合)

令和 年 月 日

独立行政法人 空港周辺整備機構 理事長殿

住宅騒音防止対策事業により設置された空気調和機器について、下記事項を確約します。

記

- 1. 家屋所有者と居住者は、本補助事業の申込み及び提出する書類について、互いに協議し提出します。
- 2. 本補助事業により設置した空気調和機器は当該住宅の附属物ですので、居住者が転出するときは、すべて家屋所有者に引き渡します。この場合、家屋所有者は補助金交付条件に規定する権利義務一切を継承します。
- 3. 本補助事業により設置した空気調和機器の所有権及び居住者転出時の機器の取扱い並びに空気調和機器の権利義務に関し前記2. のとおりであることを確約するとともに、空気調和機器の管理責任、負担金の取扱い及びその他補助事業に関し必要な事項等について家屋所有者及び居住者が互いに協議して取り決めます。
- 4. 家屋所有者は将来、移転補償を受ける事になった場合は、本工事に要した費用の補助金相当額を空港周辺整備機構に返納します。
- 5. 本補助事業に係る完了検査について、円滑に実施されるよう協力をします。

家屋所有者

居住者